

3000億ドル関税発言で金融市場はリスクオフ

－「通商政策のマイナス vs 金融・財政政策のプラス」の冷静な見極めが必要－

当レポートの主な内容

- ・トランプ大統領の「対中3000億ドル関税」発言を受けて金融市場は一斉にリスクオフに振れました。
- ・しかし、市場参加者は①この発言が脅しなのか本気なのか？②通商政策のマイナスを金融・財政政策のプラスでどれだけ相殺できるか？という点を冷静に見極める必要があると考えています。

金融市場はリスクオフモードに

米トランプ大統領は第4弾の対中関税として9月1日に約3000億ドル分の輸入品へ10%の制裁関税を課すと表明しました。先月末に中国の上海で開かれた米中閣僚級交渉が不調に終わったことが背景にあったと思われます。この発表を受けて金融市場は一斉に「リスクオフ」に振れ、日米株式市場は急落しました。為替市場では関税引上げで経済が打撃を受けると考えられる中国の人民元が大幅に下落すると同時に安全通貨と考えられる円が大幅に上昇しました（図表1,2）。

第4弾のこれまでとの大きな違いは、関税対象がノートパソコン、スマホ、おもちゃなどの最終消費財に拡大され、そのほとんどが中国以外からの代替が難しいことです。そのため、これらの品目の値上がりが進めば米国の個人消費を直撃する可能性もあります。

求められる冷静な投資判断

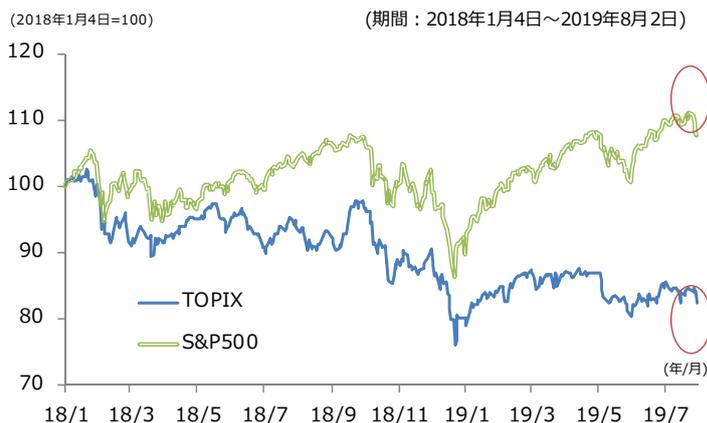
今回の追加関税が中国の輸出産業やGDPの約7割を占める米国の個人消費にどの程度の打撃を与えるかを現時点で予断することはできません。

しかし、市場参加者は次の2点を冷静に見極める必要があると考えています。1点目はトランプ大統領の今回の発言が交渉上の「脅し」なのか「本気」なのかという点です。今後の米中交渉の成行きによっては9月1日の発動が見送られる可能性もあります。2点目は米中経済ともに「これら通商政策のマイナスを金融・財政政策のプラスでどれだけ相殺できるか」という点です。米国では連邦準備制度理事会（FRB）は既に25bpの利下げを行い、追加利下げ観測も高まってきました。これまでに与野党は、今後2年間の連邦政府の歳出上限を計3200億ドル引き上げ、債務上限も引き上げることで合意しました。長期的には財政赤字の拡大が懸念されますが、当面は米国経済を下支えすることが期待されます。トランプ大統領は来年11月の大統領選を控えて何としても景気の失速を避けられると思われれます。一方、中国でも先月末の中央政治局会議で年後半の経済運営方針として「6つ（雇用、金融、貿易、外資、投資、景気見通し）の安定」が打ち出されました。インフラ投資、減税などの財政政策についても「力を強め、効率を高める」と表明しました。今後、米国向けの輸出が著しく減速しても10月の建国70年に向けてあらゆる手段を用いて景気の失速を回避すると思われれます。

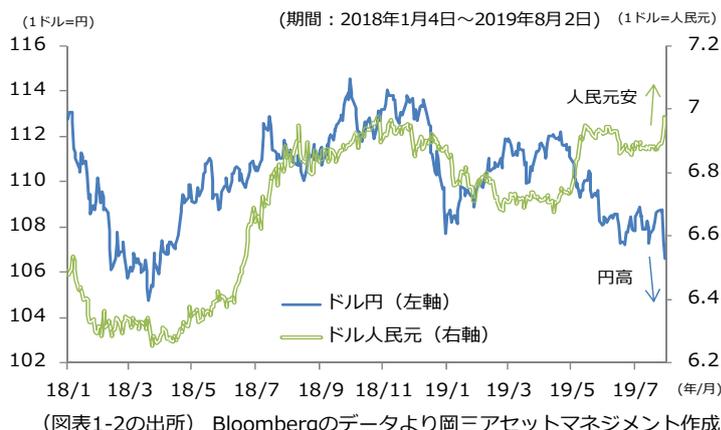
今回のトランプ大統領の発言を受けて過度に悲観的になることは危険です。上記の2点を踏まえ、冷静に投資判断を行うことが求められます。

以上（作成：投資情報部）

図表1 日米株式市場の推移



図表2 ドル円・ドル人民元の推移



<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項(2019年7月末現在)

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額×購入口数×上限3.78%(税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額×0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額×実質上限年率1.991088%(税抜1.8436%)程度

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額×上限年率0.01296%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事 業 内 容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)